

国内修学旅行における 新型コロナウイルス感染防止 対策マニュアル

2021年9月10日版



感動のそばに、いつも。

目次

1. はじめに	P.2
2. 旅行実施に向けた感染防止のための基本的な考え方	P.3
3. 旅行実施前の準備	P.4
4. 旅行中の感染防止対策	P.7
5. 旅行中に疑わしい事象・発熱者が発生した場合の対応	P.16
6. よくある質問	P.21
7. コロナ対応保険	P.23
付録. 修学旅行 参加同意書	P.26
付録. お役立ちサイトまとめ	P.27

1 はじめに

修学旅行の意義

文部科学省によって修学旅行の目的は「平素と異なる生活環境の中にあつて見聞を広げ、集団生活のきまりを守り、公衆道徳について望ましい体験を得ることなど」と定義されています。単なる観光旅行ではなく、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられ、子供たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動です。諸外国にも類例のない教育活動であり、その教育的意義は大きく、学校生活に於ける諸活動の中でも参加する児童・生徒にとって最も強い印象として残り得る極めて価値のある教育的体験活動です。

修学旅行実施において「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実現していくため、JTBではグループ及び関係各社の知見を結集し、「国内修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」を策定致しました。私どもは、日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」に準拠した感染防止策の実施に努め、学校、児童、生徒、教職員の皆様、そして保護者の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行います。

このマニュアルについて

このマニュアルについては、観光庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドライン、および日本旅行業協会が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を参考に、JTBにて旅行実施に向けた確認事項をまとめたものとなります。貴校との出発前の申し合わせにより、旅行中・旅行後の安全管理を徹底出来るよう作成しました。今後も新型コロナウイルスの最新の感染状況や、協力機関の受入体制、また貴校のご意見、ご要望なども踏まえて随時見直しをおこなってまいります。

JTBの感染防止と安全確保への取り組み

JTBでは、新型コロナウイルス感染拡大防止と、旅行者へ安心感をお伝えすることを目的に、世界旅行ツーリズム協会（World Travel and Tourism Council、以下WTTC）が発行する“Safe Travels Stamp”を取得しました。

“Safe Travels Stamp”とは、COVID-19や同様の感染症集団発生に対処するために、観光領域のグローバル企業・組織が参画して策定したガイドラインです。WTTCの定める安全基準と感染防止策に準拠したツーリズム関連企業のみが取得を認められています。旅行者は、このスタンプ（ロゴマーク）の掲出により、WTTC基準を満たしているかどうかを確認することができます。



2 旅行実施に向けた感染防止のための基本的な考え方

修学旅行の実施に当たり、文部科学省は以下のメッセージを発信しています。

「実施に当たっては、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください。なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめていただくなどの配慮をお願いしたいと考えています。

※出典：文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応についてQ&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）」

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」には、具体的な対策にあたっての考え方として以下の3項目が記載されています。

- (1) 主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を検討致しました。
- (2) 飛沫感染は、換気状況を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を評価致しました。
- (3) 接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じます。

※出典：日本旅行業協会
「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」

【旅行実施に向けた感染防止のための基本的な考え方】

- ① 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染を回避するよう、引率教員・生徒・添乗員相互間の動線や接触等を考慮する
- ② 他者と共有する物品や直接手が触れる場所と頻度を特定し、接触機会を軽減する措置を講じる
- ③ 感染リスクが高い「3つの密」な場所・状況を特定し、可能な限り事前に対策を講じる、または避けるような旅程管理を実行する
- ④ 一定の距離・間隔を確保する必要がある場合、可能な限り2 m、最低1 mを確保するように努める

旅行中の感染防止に向けた
基本行動 うつさない
うつらない

- ① マスク着用で飛沫感染防止
- ② うがい・手洗い・消毒で接触感染防止
- ③ 共用備品を減らし、個人利用のものを持参
- ④ 密集を避ける、密集を作らない旅程管理
- ⑤ 声による伝達、案内を減らすための工夫・事前準備

3 旅行実施前の準備

旅行参加者（児童・生徒・保護者）の基本対策

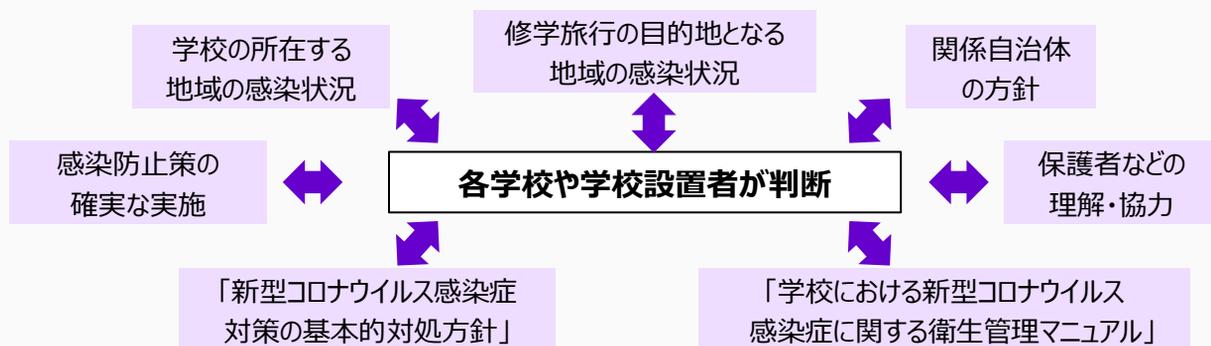
修学旅行の実施にあたっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」や「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について・文部科学省・令和3年8月20日」等に基づいた学校での感染防止対策をより一層徹底しておく必要があります。

また、児童、生徒の健康管理についても保護者等と連携して参加の是非を検討することも重要です。

- ・児童、生徒および同居家族の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止める
- ・感染者と濃厚接触がある児童、生徒は保健所や医療機関の指示のもとに参加を判断する
- ・児童、生徒の食事アレルギーや既往症を把握し、新型コロナウイルスの重症化リスクについて主治医の見解のもとに参加の是非を検討する

修学旅行の実施判断

文部科学省は、修学旅行を実施するか否かについては、各学校や学校設置者が判断する、としています。学校や学校設置者は、学校の所在する地域や修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等を把握した上で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、感染防止策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、適切な判断をすることが求められています。



また、緊急事態宣言の対象区域を出発地や目的地とする修学旅行など、感染防止策を講じたとしても今すぐに実施することが難しいケースで、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら近距離での実施、旅行日程の変更や短縮などの適切な変更・工夫について検討すること、とされています。

※出典：文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応についてQ&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）」

3 旅行実施前の準備

持ち物リスト（児童・生徒）

修学旅行先での健康管理を徹底し感染拡大を防止するため、児童、生徒一人一人の持ち物に以下の物品を加えておきましょう。

【チェックリスト】

- ①マスク（少なくとも1日1枚以上、不織布が望ましい、必要に応じてマスクケースも）
- ②携帯消毒液
- ③体温計
- ④除菌ウェットティッシュ
- ⑤ハンカチなど手が拭けるもの（多めに）
- ⑥ポケットティッシュ（多めに）
- ⑦清潔なビニール袋
（利用済のマスクやティッシュを捨てるため）
- ⑧健康観察カード
- ⑨保護者の緊急連絡先
- ⑩その他



濃厚接触者パターンのシミュレーション

修学旅行に参加中の児童、生徒から感染者が発生する場合を想定し、その影響を最小限に押さえるため、濃厚接触者を増やさないような行動計画を立てておくことが重要です。

同時に、万が一感染者が発生した場合に備えて、旅行中の濃厚接触者パターンをすぐに特定できるよう事前にシミュレーションシートを作成しておくこともポイントです。

宿泊施設での部屋割り、食事座席レイアウト、移動（新幹線、飛行機、バス）座席割り、プログラム同班、日頃一緒に居る仲よし生徒、初日集合場所まで一緒に居た生徒などを、すぐにまとめられるよう準備しておきましょう。

保健所によっては、陽性者へのヒアリング内容から濃厚接触者と検査対象者を特定する場合があります。特定にあたり、暫定濃厚接触者及び全生徒の体温記録が必要となり、保健所への提出が求められることがあります。濃厚接触者以外でも体温が高い生徒は、検査対象者としてPCR受診が必要となることもあります。

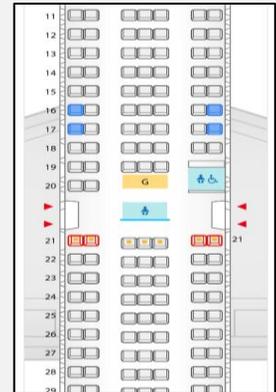
3 旅行実施前の準備

(濃厚接触者パターンのシミュレーション)

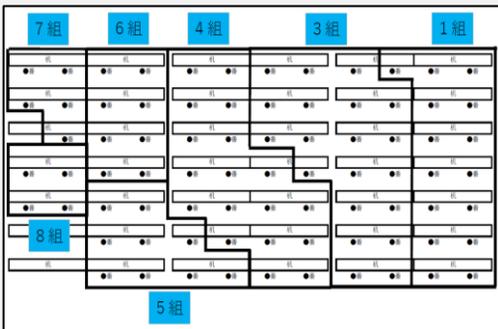
① 部屋割り

部屋番号	宿泊者名	宿泊者数	部屋タイプ	名簿	
401	1組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●
402	1組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●
403	1組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●
404	1組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●
405	1組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●
406	1組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●
407	1組 男子	3	トリプルルーム	●● ●●	●● ●● ●●
408	3組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●
409	3組 男子	2	ツインルーム	●● ●●	●● ●●

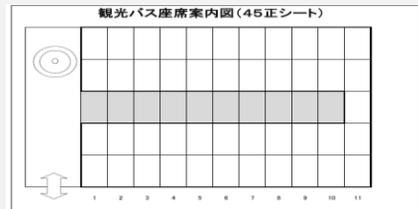
④ 飛行機



② 食事座席レイアウト



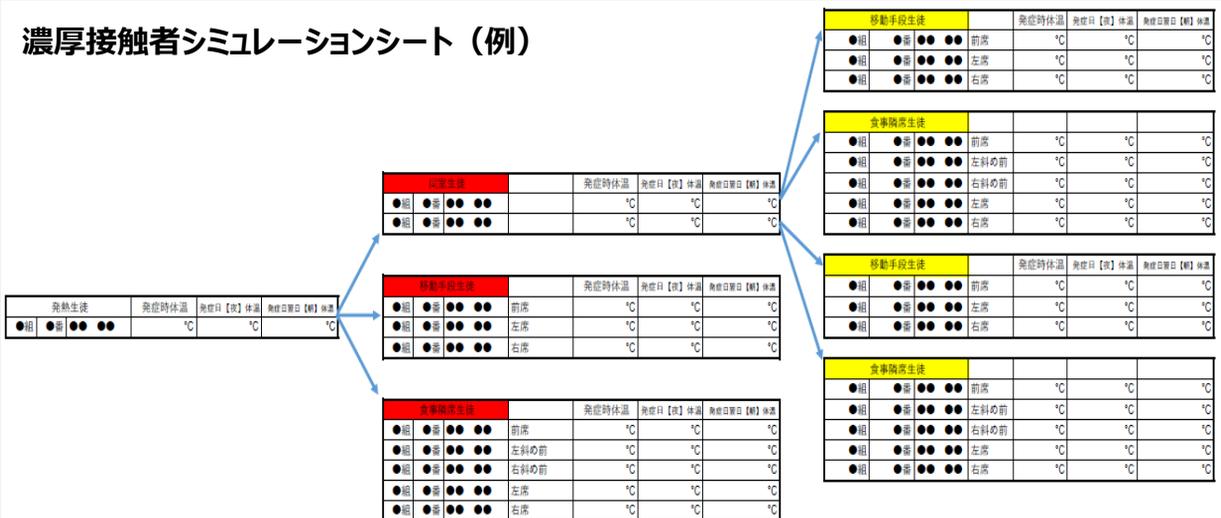
⑤ 貸切バス



③ 新幹線



濃厚接触者シミュレーションシート (例)



※このシートは保健所等からの公式フォーマットではありません。

4 旅行中の感染防止対策

ご出発からご帰宅までの確認事項

旅行のシーン	具体的な行動基準	生徒	学校・教職員
新幹線乗車時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車内でも必ずマスクを着用する。大声での会話を控える。 ✓ トイレを利用した場合は、手指消毒を励行する。 ✓ 座席は1名1席。座席の回転や大きな声での会話は控える（一般のお客様と同じ号車になる場合もある） ✓ 車内にて感染の疑いのある生徒が発生した場合は、養護教諭に相談し、車掌と保健所の指示に従う。万一、降車して処置が必要な場合は引率教師が同行する。 	○ ○ ○	○ ○ ○
航空機搭乗時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機内でも必ずマスクを着用する。大声での会話を控える。 ✓ トイレを利用した場合は、手指消毒を励行する。 ✓ 団体待合室は密を回避する観点から利用を避ける。添乗員の指示するスペースにてクラスごと集合する。 ✓ 全体移動の場合：クラスごと時差をつけて移動する。先頭と後方にご引率の先生が帯同する。 ✓ 各自チェックインの場合：チケットを渡す教員がポイントにつき、そのほかの教員は誘導ポイントへ（危険物・液体物の荷物注意。クレベリン消毒液は持ち込み不可） ✓ 保安検査場でサーモグラフィによる高熱の参加者が発生した場合の対応を行う。 ✓ 機内・通路における接触感染および3密を避けるため、後方座席より搭乗を開始し、機内から降りるときは前方座席から間隔をあけて順序良く降りる。 ✓ 離陸後安全ランプがあるまでは机・リクライニングは動かさない。 ✓ 機内で体調不良を感じたら、添乗員または客室乗務員へ連絡をする。客室乗務員へ報告後、到着空港の最寄り病院・保健所へ連絡を依頼する。 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
ホテル到着時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 鍵の部屋入れができず配布が必要な場合、バス車内で配布する。などロビーフロアが密にならないよう工夫する。 ✓ 各自で検温（37.5度以上・息苦しさ・強いだるさなど確認） ✓ ロビーフロアやエレベーターが密にならないように間隔をあける。エレベーターが密にならないように、可能な場合は階段利用も含めて移動を対応する。 ✓ 入館前にアルコール消毒を実施する。 ✓ バス到着からの時差入館を実施する。 	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

4 旅行中の感染防止対策

ご出発からご帰宅までの確認事項

旅行のシーン	具体的な行動基準	生徒	学校・教職員
部屋長・班長会議	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 参加生徒全員が正しい行動がとれるように「確認」を徹底する。 ✓ 口頭の説明を少なくするように、重要事項や館内案内などはしおりを最大活用して情報を伝達する。 		○ ○
夕食	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一度に大勢が同時に会場に入ったり出ることがないように時間差をつけて入退場する。館内放送等の活用も考える。 ✓ 「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫を行い、食堂内の利用人数を制限する。 ✓ 可能な限りビュッフェスタイルや複数で利用する大皿料理・鍋料理を避け、一人ずつのセットメニューとする。 ✓ ビュッフェスタイルの場合には、ビュッフェラインに並ぶ際は前後の生徒と間隔をあける（私語も厳禁） ✓ トングなど複数が同じ器具を利用する場合はビニール手袋を着用したり、こまめに手指の消毒を行う。 ✓ 会場に入る前は必ずアルコール消毒をする。 ✓ 食事中は会話を控える。 	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一度に入浴する人数が多くならないように事前にゆとりをもった時間を調整する。 ✓ 部屋風呂の使用可否も確認の上、大浴場を利用したくない生徒へ配慮する。 ✓ 大浴場に入浴する場合は、体を洗ってから浴槽に入る。また、脱衣所が密になるケースが想定されるので、十分注意する。 	○ ○	○ ○
自由時間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他の生徒の部屋にはいかないよう注意する。 ✓ 売店で買い物についても時間を割り振るなど工夫する。 ✓ 各部屋においても、定期的に換気を行う。 	○ ○ ○	○ ○ ○
点呼・消灯	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 睡眠が極めて重要であるため、定期的な体調管理のため、健康チェックを実施（検温） ✓ 引率教員の体調管理のため、添乗員との打ち合わせなども緊急時を除き、早めに実施するように時間を調整する。 ✓ 旅行会社と事前に、体調不良者を別室にするための部屋数の確保や通院のための移動方法等とその費用負担を検討する。 ✓ 生徒→教員→添乗員の連絡体制・方法を事前に確認する（ホテル内線など含め） 	○ ○ ○	○ ○ ○

4 旅行中の感染防止対策

ご出発からご帰宅までの確認事項

旅行のシーン	具体的な行動基準	生徒	学校・教職員
起床	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 起床後、検温を実施。体調が悪い場合は、教員を通じて速やかに本部へ連絡し、指示に従う。 	○	○
朝食	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一度に大勢が同時に会場に入ったり出ることがないように時間差をつけて入退場する。館内放送等の活用も考える。 ✓ 「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫を行い、食堂内の利用人数を制限する。 ✓ 会場に入る前は必ずアルコール消毒をする。 ✓ 食事中は会話を控える。 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
チェックアウト・出発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入館時同様に密にならないように時間差を設けて移動する。 ✓ 健康調査カードによる健康チェックをする。 ✓ 必ずマスクを着用するよう徹底する。 	○ ○ ○	○ ○ ○
貸切バス乗車時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 旅行会社と座席間隔を開け、乗車人数を減らすことを事前打ち合わせし、必要に応じてバス台数の調整を行う。 ✓ 乗車前の手指アルコール消毒する。 ✓ 乗降車の際に密集を避ける工夫をする。 ✓ 乗車中は私語・歌唱を控える（車内マイクの利用禁止） ✓ 座席に余裕がある場合は間隔を空けて乗車する。 ✓ バス車内での飲料を除く食事を禁止する。 ✓ 体調不良者が出た場合は、バス乗務員と確認を取り、体調不良者の安全を確保し、速やかに本部へ連絡し、指示に従う。 	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
貸切タクシー乗車時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 旅行会社と座席間隔を開け、乗車人数を減らすことを事前打ち合わせし、必要に応じて車種や台数の調整を行う。 ✓ 乗車前の手指アルコール消毒とマスクを着用する。 ✓ 乗車前に車内消毒と消毒液の設置がされているか確認する。 ✓ 乗車中は会話を極力控える。 ✓ 定員上、座席に余裕がある場合は間隔を空けて乗車する。 ✓ 体調不良者が出た場合は、ドライバーと確認を取り、体調不良者の安全を確保し、速やかに本部へ連絡し、指示に従う。 ✓ 感染経路特定のため、訪問地や接触者のメモを残す。 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

4 旅行中の感染防止対策

ご出発からご帰宅までの確認事項

旅行のシーン	具体的な行動基準	生徒	学校・教職員
班別行動	✓ 旅行会社と生徒の健康管理のために事前打ち合わせを行い、スマートフォンや水分補給のためのペットボトルの手配を検討する。		○
	✓ 計画段階で時間に余裕を持った行程を作成する。		○
	✓ 食事については、感染症対策を実施している食事場所を事前に予約確保する事を推奨する。	○	○
	✓ 事前予約が出来ない場合は、感染症対策を実施している店舗にて可能な限り4名以下（小学生は除く）の単位に分かれて食事をとるよう推奨する。	○	○
	✓ 班別入場の際は訪問地の休業や休館など最新情報を事前に各班で確認する。	○	○
	✓ 可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、マスクの着用、定期的な手洗い・アルコール消毒の実施をする。	○	○
	✓ 体調不良者が出た場合、班長から速やかに本部へ連絡し、指示に従う。班長から発生連絡があった場合の搬送方法を教員と事前確認する（本部待機の教員の動きなど）	○	○
	✓ 感染経路特定のため、訪問地・接触者をしおりに記録を残す。	○	○
見学地 体験施設等	✓ 移動中の交通機関では、必要最小限の出来るだけ会話を少なくする。	○	○
	✓ 今まで入場予約不要だった見学地が予約制になっていたり、入場制限を設けている場合もあるので事前に確認を行う。	○	○
	✓ 通常、入口で配布するチケットやパンフレット類は見学後のバス車内等で配布できるよう対応する。	○	○
	✓ 混雑が予想される売店や見学地は時間差をつけて入場・入店するなど、密を回避する。	○	○
	✓ 見学地において大声でのアナウンスができない事を想定した上で、イヤホンガイドを検討する（有料）		○
	✓ お土産の事前注文システムのご提案。※方面によっては事前注文ができない場合もあるため、旅行会社へ確認する。		○
	✓ 入場時、他団体との調整で待ち時間が発生することを想定する。	○	○
	✓ 入場時・退出時にアルコール消毒をする。	○	○
	✓ 見学中はマスクの着用と最小限の会話に留める。定期的にマスクを外す時間を設け、熱中症対策も図る。	○	○

4 旅行中の感染防止対策

ご出発からご帰宅までの確認事項

旅行のシーン	具体的な行動基準	生徒	学校・教職員
昼食施設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫を行い、食堂内の利用人数を制限する ✓ 他校との接触が最小限になるように、施設側と昼食時間を調整する ✓ 入店時、退店時のアルコール消毒、マスクの着用、会話を極力控え、施設の方への挨拶は会釈のみとする ✓ 施設によっては突然の休業やメニュー変更をしている場合があるので、事前に確認が必要 ✓ 黙食を徹底する。先生方からの伝達事項は最小限にして頂き、食事中的の会話は極力控える ✓ マスクを取り外した際に、口側に触れる面をテーブルなどに付着させない。マスクカバーなどの準備をし対策する 	○	○
見学・体験・昼食行動中の対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <団体行動中> 看護師・養護教諭のご判断を踏まえ、症状に応じて各都道府県が設置している「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、指示に従う。搬送の際は引率教員が同行 ✓ <班別行動中> 班別行動時の緊急連絡ルールに沿って、各班の班長から本部に連絡。本部より、症状に応じて各都道府県が設置している「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、指示に従う。該当班への合流、搬送の際は引率先生が同行 ✓ 陽性と判明した場合には保健所の指示に従う ✓ 旅行会社と事前に、旅行中に陽性者となった児童生徒にかかる費用について入院費以外の保険適応範囲の確認する 	○	○
解散場所	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 可能な限り、開放した広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保する ✓ 解散式は中止または最小限とし、事務連絡程度とする ✓ マスクを着用し、人と人の距離を確保し、大声での会話を控える 	○	○
帰宅時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 修学旅行実施後、普段の生活より慣れない団体行動で疲労が蓄積されているため十分な睡眠・休養をとる ✓ 各学校にて健康調査カードによる健康チェックを引き続き14日間継続 ✓ 万が一、息苦しさ・高熱・倦怠感などの新型コロナウイルスの感染疑いがあった場合、帰国者・接触者相談センターへ相談の上、医師の診察を受けさせる 	○	○

4 旅行中の感染防止対策

交通機関、宿泊施設などの感染防止対策

新幹線

1. 車内換気
 - ・ 常時外気との入れ替えを行ない、約6分～8分で車内換気ができる状態
2. 車内清掃・消毒
 - ・ 車掌による車内巡回時にトイレのドアノブ等の消毒作業
 - ・ 車両清掃時、ドアノブなど乗客の手に触れやすい場所を消毒する
3. 駅構内
 - ・ 全駅に消毒液を配置
 - ・ 券売機などの乗客の手に触れやすい場所を消毒する
 - ・ きっぷうりばでは、お並びいただく際に一定の間隔を確保していただくよう、目印等を示す
4. 乗務員
 - ・ 定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させる
 - ・ 勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底する

鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）

<https://www.mlit.go.jp/common/001382037.pdf>

東海旅客鉄道株式会社 ホームページ

https://jr-central.co.jp/notice/detail/_pdf/000040501.pdf

東日本旅客鉄道株式会社 ホームページ

<https://www.jreast.co.jp/stylingthenew/actions/>

西日本旅客鉄道株式会社 ホームページ

https://www.westjr.co.jp/info/corona_taisaku.html

航空機

1. 機内換気
 - ・ 常時外気との入れ替えを行ない、約2分～3分で車内換気ができる状態
2. 機内清掃・消毒
 - ・ 夜間整備において、テーブル、ひじかけ、座席テレビ画面やコントローラーなどの座席周り、トイレのドアノブや蛇口ハンドルなどお客さまの手に触れる部分を、アルコールを用いて消毒する
 - ・ 機内トイレは毎便、清掃・除菌を行う
3. 空港内
 - ・ 空港内施設や保安検査場、搭乗口で、お客様同士の間隔をあけるように誘導する
 - ・ チェックインカウンターにはビニールカーテンを設置する
 - ・ 入口付近や自動チェックイン機・自動手荷物預け機付近に手指用の消毒液・除菌液等を設置する
 - ・ 機内・通路における接触感染および3密を避けるため、後方窓側のお客様より搭乗する
4. 乗務員
 - ・ 定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させる
 - ・ 空港係員はマスクおよびフェイスシールドを、客室乗務員は勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底する

航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

[http://teikokyo.gr.jp/wordpress/wp-](http://teikokyo.gr.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/05/3164e28485ffd36f8b3d100244ede144.pdf)

[content/uploads/2020/05/3164e28485ffd36f8b3d100244ede144.pdf](http://teikokyo.gr.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/05/3164e28485ffd36f8b3d100244ede144.pdf)

全日本空輸株式会社 ホームページ

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/coronavirus-travel-information/initiative/>

日本航空株式会社 ホームページ

<https://www.jal.co.jp/jalpri/flysafe/>

4 旅行中の感染防止対策

交通機関、宿泊施設などの感染防止対策

宿泊施設

1. 館内
 - 客室はチェックイン前に清掃及び換気、手の触れる場所（ドアノブ、リモコン、電話、洗面、エレベーターのボタン、階段手すり等）を消毒する
 - 全客室内に薬用手洗い石けん及びうがい薬、玄関やエレベーター前にアルコール消毒液を設置する
 - 使い捨てスリッパでの対応、又はビニール袋を準備し、スリッパの自己管理のお願い
2. 食事
 - 可能な限りビュッフェ形式や複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とする
 - コップや箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の対応
 - 時間差をつけた交代制での食事提供や部屋食対応
 - 間隔に余裕を持った席割、可能であれば対面ではなく横並びの配席とする
3. 入浴
 - 大浴場は、入浴可能人員の半分以下の人員で入浴、入浴時間を延長する
 - 客室内のユニットバス（シャワー）の利用
 - 使用前後の掃除及び消毒を徹底する
4. 従業員
 - 定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させる
 - 勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底する

宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

<https://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

一般社団法人 日本ホテル協会 ガイドライン

<https://www.j-hotel.or.jp/uploads/jhotel-admin/3729ece1a25771a8e66bb4b8bad8c239-1.pdf>

食事施設

1. 入場時
 - 入場口でのアルコール消毒設備の設置や検温の実施
 - 入場者に検温の実施。37.5℃以上の発熱が確認された場合、入店の禁止措置
 - レジ・受付窓口での飛沫防止シート（仕切り板）の設置
2. 館内
 - 窓やドアを開放して換気をよくする
 - 対面座席でのパーテーション設置
 - 横並びや斜めに座るなどの座席配置を行う
 - お客様が入れ替わるごとに消毒液による清掃・消毒を行う
 - ドアノブなどお客様の手に触れやすい場所を消毒する
3. 従業員
 - 定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させる
 - 勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底する

外食産業のための新型コロナウイルス感染症対策（日本フードサービス協会）

<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

4 旅行中の感染防止対策

交通機関、宿泊施設などの感染防止対策

貸切バス

1. 車内換気
 - ・ 常時外気との入れ替えを行ない、約5分～6分で車内換気ができる状態
 - ・ 窓開け換気を行う
2. 車内清掃・消毒
 - ・ 利用者の降車時や入庫後の車内清掃や消毒を行う
 - ・ 車内の消毒液、抗菌おしぼり等の設置
3. 車内
 - ・ 運転席とその後部座席との間の飛沫防止シート（仕切り版）の設置
 - ・ 通路での滞留防止のための時間差乗車を行う
 - ・ 乗客のマイク利用の禁止
 - ・ 車内の食事禁止（ドリンクはOK）
4. 乗務員
 - ・ 定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させる
 - ・ 空港係員はマスクおよびフェイスシールドを、客室乗務員は勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底する
 - ・ 荷物積み込み時のドライバーの手袋着用
 - ・ ガイドの前向き着席及びフェイスシールド着用

バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本バス協会）
<http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf>

貸切タクシー

1. 車内
 - ・ 車内の消毒液、抗菌おしぼり等の設置
 - ・ 運転席とその後部座席との間の飛沫防止シート（仕切り板）の設置
 - ・ 可能な限り後部座席へ乗車するよう利用者への協力依頼
 - ・ 出庫・入庫時の車内清掃や消毒の徹底、利用者降車後の車内清掃や消毒
 - ・ 走行中のエアコンによる外気導入や定期的な窓を開けての車内換気
2. 乗務員
 - ・ 定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させる
 - ・ 勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底する
 - ・ 運行記録の徹底

ハイヤー・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（全国ハイヤー・タクシー連合会）
<http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13>

見学・体験施設

1. 入場時・受付時
 - ・ 入場口でのアルコール消毒設備の設置や検温の実施
 - ・ 受付窓口での飛沫防止シート（仕切り板）の設置
2. 館内
 - ・ 各座席間でのパーテーション設置（体験施設等）
 - ・ 利用者同士の距離間を示す目印を床面に設置（受付や展示室内等）
 - ・ 消毒液による定期的な清掃・消毒を行う
3. 従業員
 - ・ 定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させる
 - ・ 勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底する

5 旅行中に疑わしい事象が発生した場合の対応

発症者の動き

37.5℃以上の発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）

滞在地最寄りの保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡

感染疑いがある場合

感染疑いがない場合

専門の「帰国者・接触者外来」を紹介してもらい受診

ホテル内で安静療養

陽性の場合

陰性の場合

入院要
不可能な場合

入院要
可能な場合

診察で重度と
診断

診察で軽度と
診断

指定ホテルなどで
隔離療養

指定病院で
入院

入院不要
不可能な場合

ホテル内で
安静療養

保健所・医療機関の指示に従う

回復状況により、
本体と合流

予定通り帰着が不可能な場合、回復後（医療機関からの指示）の帰宅になります。
保護者の迎え要請、復路の手配

新型コロナウイルス 感染発生時の想定される対応

- 陽性後は、原則保健所・医療機関の指示に従う
 - ・濃厚接触者（児童、生徒、教員）は医療機関にて受診
 - ・陽性生徒への引率（面会不可、保護者との合流対応）
 - ・感染経路特定のため、班別行動中の訪問地・訪問時間の報告
 - ・事後の行程に関する決定（管轄保健所・旅行会社相談）
 - ・参加者全保護者への報告（今後の感染拡大の対策と行程変更内容の連絡）
 - ・マスク対応（引率代表者と相談し対応）

5 修学旅行中に発熱者が発生した場合の対応

発症者・濃厚接触者の動き

【37.5℃以上の発熱発覚】

- ・体調不良者は引率教員同行で病院へ（移動は体調不良者と引率者は別の車が望ましい）
- ・本部にて学校責任者（校長先生や団長先生など）と添乗員が協議できるようにしておく。

【滞在地最寄りの保健所連絡】

宿舎時：ホテル従業員 / バス・飛行機・新幹線での移動時：乗務員
施設利用時：施設従業員 / 班別時：添乗員または引率教員

※2020年度実施の経験から、旅行中の発症において、その地域の保健所に管轄されている関係機関の従業員が近くにいる場合は、従業員から連絡。添乗員と学校は、保健所からの質問（体調不良者の直近の体温など）に対する情報を提供し、保健所の判断に従い行動する流れとなる。

陽性的場合

体調不良者：14日間の病院隔離。
濃厚接触者：保健所の指示に従い別ホテルにて待機などになる。

※引率者の誰が残るか決めておく。

※陽性判断が出るまでは体調不良者以外は旅程を進める
（保健所指示に基づき実行）

※陽性者は即離団。濃厚接触者とそうでない児童・生徒と引率の役割を想定し決めておく。

※保護者へ迎えの依頼をしておく。

陰性的場合

引き続き体調不良者が出ないか注意しながら旅程を進める。

※体調不良者が引き続き回復しない場合は、
連泊の場合：ホテル待機
単泊の場合：次のホテルへ部屋の準備を添乗員が依頼し準備など。
最終日の場合：体調不良者の状況に応じて先に離団させる。
バス移動であればバス内待機で移動しながら進める。

※途中離団であれば学校旅行総合保険の救援者費用項目に該当するため交通費の保険請求が可能。

救援者および生徒本人の補償について

●学校旅行総合保険

・学校補償条項：感染した本人の救援者、学校関係者の宿泊代は対象（濃厚接触者本人、その救援者は対象外）

※お支払い条件などの詳細はP23参照

・旅行参加者補償条項：感染した本人の救援者の宿泊代は対象（学校関係者は対象外）

●新型コロナウイルス感染症一時金特約付きJTB国内旅行保険

学校旅行総合保険では、現地での食事・衣服代など対象外です。そのため、『新型コロナウイルス感染症一時金特約』も万が一に備えてご加入をおすすめいたします。

5 修学旅行中に発熱者が発生した場合の対応

発症者・濃厚接触者を除く本隊の動き（保健所の指示を踏まえたもの）

行程はそのまま進めたい

行程をそのまま進めたいが、予定通りに進めない事も想定

予定通りの内容で観光・食事・宿泊含めて進める

訪問予定の観光施設、食事箇所などに確認の上、行程上に支障がない事が確認できれば最もスムーズで良い

・情報開示をどの程度実施するかがポイント

観光・食事・宿泊、交通機関など一部変更など伴いながら進める

入場や食事など訪問がNGの場合、代替案を手配し行程を進める。

(例) 予定では昼食はレストランA
→レストランBや弁当など

(例) 復路は新幹線で帰路の予定
→貸切バスを手配し帰路

類似対応事例：レストラン食中毒発生による営業休止、天候不良による交通機関の欠航

行程を中断し、帰宅を選択したい

行程を中断し、帰宅したいが、すぐに帰宅できないケースの対応

最短で手配可能な交通機関にて帰宅する（日程短縮）

ポイントは手配が出来るかどうか、時期・人数により難易度は高い

・情報開示をする場合に時間的なゆとりがあまりない事が想定される

類似対応事例：地震などの大型災害などが発生したケース

発生から復路までの時間は、宿泊箇所等で待機し、予定通りの交通機関で帰宅する

外での活動（観光・食事）を中断する事になるので、代替案を用意する。

・発生が行程最終日の場合は、短時間で様々な事を進める必要がある

類似対応事例：台風で足止め、宿泊施設から出られないようなケース
館内での過ごし方、食事対応がポイント

5 修学旅行中に発熱者が発生した場合の対応

JTBによる新型コロナウイルス感染の疑い発生の対応マニュアル

	事象発生	初動	診断結果確定	2次対応	3次対応
保護者			<ul style="list-style-type: none"> 学校より生徒の診断結果が入る 	<ul style="list-style-type: none"> 陽性結果に対応し、生徒が滞在する医療機関又は隔離先に迎えに行く 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の帰宅許可が下りた場合、JTBと相談して移動可能な交通手段で帰宅する
その他の生徒		<ul style="list-style-type: none"> 全員健康チェックの上、保健所の指示に従う（濃厚接触者は医療機関にて受診へ） 	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 旅行の継続または中止の判断に従う 	
発症者	<ul style="list-style-type: none"> 37.5℃以上の発熱 息苦しさ（呼吸困難） 強いだるさ（倦怠感） いずれかがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関にて受診 	陰性と判断	<ul style="list-style-type: none"> 管轄保健所や医療機関の指示に従い、本隊に合流 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き経過観察
			陽性と判断	<ul style="list-style-type: none"> 管轄保健所や医療機関の帰宅許可が下りるまで入院治療または隔離 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅許可が下りた場合、JTBと相談して移動可能な交通手段で帰宅する
学校引率者		<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の把握 生徒全員の健康チェックの実施 対象生徒を医療機関に引率 	<ul style="list-style-type: none"> 感染した生徒の保護者に連絡し、必要な場合は保護者に迎えに来るように依頼する 保護者が到着するまで感染した生徒の付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> 管轄保健所やJTBと相談して、事後の行程に関する決定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 全保護者へ連絡し、感染拡大の対策と行程変更内容の連絡を行う
JTB（添乗員）		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への連絡 管轄保健所への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 事前事後の施設に連絡して対策を立てる 学校と事後の計画について協議する 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の隔離スペースを確保する 隔離対象者に対する帰路に手配を行う 感性拡大対策を講じた上での旅行継続（宿泊部屋追加手配、バス増台、追加添乗員派遣など） 	

5 修学旅行中に発熱者が発生した場合の対応

過去の発熱者発生時の対応事例

事例その1

・発熱時の対応

- 保健師が2回検温。
- 先生・添乗員・看護師・宿舍の担当で緊急ミーティング。
- 宿から車で15分の距離に国立病院あり。
- 宿から2台の車（1号車：生徒、2号車：教員 & 添乗員）で病院へ。

・診断結果

- コロナ陰性（疲れによる発熱）

・診断後の対応

- 復路はタクシーで宿へ帰ってよい。ご家庭にも教員より電話連絡。
- 夜は一人部屋で寝る。
- 通常と同じ感染対策でOK（マスク着用）。
- 翌日のこんびら散策は、一番負担のかからないコースに変更。
- 基本的に復路は本隊と一緒に帰ってよい。

事例その2

・発熱時の対応

- 病院にてPCR検査。結果は翌日の夕方の見込み（それまで宿待機）
- 引率者でミーティングを開き、翌日の確認、各種変更対応。
 - ① 添乗員4名中1名・引率教員1名を該当生徒対応。
 - ② 該当生徒は保健室にて結果が出るまで待機。
 - ③ 陽性の場合、シミュレーションに従い、4離団対応。
 - ④ ご家族も濃厚接触者にあたる可能性が高い。
 - ⑤ 陰性の場合、どのようにして本隊に合流するかを確認。

・診断結果

- コロナ陰性

・診断後の対応

- 宿泊施設の車にて、次の宿泊場所に送迎し合流。翌朝までは保健室。

事例その3

・発熱時の対応

- 沖縄旅行中にて体調不良の申し出あり。看護師の判断で病院へ受診。

・診断結果

- コロナ陽性

・診断後の対応

- 本人は即隔離入院。
- ご家族へ連絡するもご家族も濃厚接触の可能性があり、お兄様が退院に合わせてお迎えにくる。
- 当初、教員1名と添乗員も沖縄に残っていたが、入院中は連絡が取れないため、途中で帰り、結果的に生徒1名が沖縄で入院となった。
- ご家族が濃厚接触者という可能性がありお迎えが来れない可能性もあるため、ご親族や離れて暮らしているご家族などの打診も必要。生徒には携帯で連絡とるなどの方法をとる。

6 よくある質問

<p>Q</p>	<p>修学旅行先での新型コロナウイルス感染症対策は具体的にはどのようなものが取られているのでしょうか？</p> <p>A：国から出されているガイドラインに基づき、弊社が交通・宿泊・飲食・見学地など全ての関係機関に確認の上、選定しております。具体的には移動時、滞在時における換気対策と三密対策、飲食時における、食事の提供方法の接触感染対策などとなります。</p>
<p>Q</p>	<p>密集を避けるために新幹線の座席を予め買い取る事は可能でしょうか？</p> <p>A：お一人様につき1席ずつの座席確保となります。当日は指定された座席を変更しない様をお願い致します。また予備席の確保は出来かねますので、必要な場合は座席の買い取りとなりますのでご理解お願い致します。（追加代金が発生致します）</p>
<p>Q</p>	<p>密集を避けるために貸切バスの台数を増やすことは可能でしょうか？</p> <p>A：混雑日は満車になっております。なるべく早目にご判断下さい。（追加代金が発生致します）</p>
<p>Q</p>	<p>学校が休校になった場合、修学旅行は中止になると思いますが、その場合のキャンセル料はどうなりますか？</p> <p>A：休校により修学旅行が中止となった場合も、キャンセル料は規定通り発生します。各都道府県・市町村によりキャンセル料を負担する自治体もあります。</p>
<p>Q</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大傾向で参加を迷っています。修学旅行への参加は必須でしょうか？各家庭の判断で参加を取りやめる事も可能ですか？</p> <p>A：修学旅行の実施については、各学校や教育委員会等の学校設置者において、学校の所在する地域や修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握の上、実施か中止かを判断します。参加にあたっては、各家庭から参加同意書を頂く事を推奨します。学校行事であってもどうしても心配で参加をしたくないという事であれば、学校側に欠席をご連絡ください。不参加の場合の取消料は規定通り発生します。</p>
<p>Q</p>	<p>子供が現地で新型コロナウイルスに感染した場合は、どのような対応が必要になりますか？</p> <p>A：基本的には現地保健所の判断に基づき、その結果を連絡いたします。陽性が明らかになった場合は保健所が指示する所定の場所で隔離されます。保護者の方には迎えに来ていただく事になります。保護者の方の現地までの交通費や宿泊代については加入している学校旅行総合保険の補償対象となります。交通手段の手配は担当の旅行会社にご相談ください。</p>
<p>Q</p>	<p>家族が新型コロナウイルスに感染した場合、参加をさせる事は可能ですか？</p> <p>A：保健所の判断・指示が基本となります。そのうえで速やかに学校に連絡を取り、学校側の承諾をお取りください。不参加の場合の取消料は規定通り発生します。</p>

6 よくある質問

Q	子供が現地で新型コロナウイルスに感染した場合にかかる費用はどのようなものが想定されますか？保険での適用などはどのようになっていますか？
	A：検査費、治療費、通院費、また、現地で追加滞在になった場合の宿泊費や交通費も追加負担が発生する可能性がございます。新型コロナウイルス感染症一時金特約にご加入の場合、一時金として3万円をお支払いいたします。各自治体により滞在費を補填するケースもあるので、当社にて訪問予定自治体の状況を確認の上、ご案内申し上げます。
Q	子供が新型コロナウイルスに感染した場合、仕事の関係でどうしても現地に迎えに行く事が不可能な場合はどのような対応が想定されますか？
	A：基本的には都合をつけ、迎えに来ていただきますが、個々の事情にも配慮し、学校側と対応方を相談いたします。
Q	集合場所で検温を行いました。発熱37.5℃以上あった場合に修学旅行に連れて行く事は可能ですか？
	A：引率の看護師・養護の先生のご判断により、参加をご遠慮いただく可能性があります。旅行不参加となった場合は、お見送りの先生と一緒に待機し、保護者の方のお迎えを待ちます。※この場合は、学校旅行総合保険（学校補償条項及び参加者補償条項）は適用外となります。
Q	修学旅行の持ち物で必要なものは何ですか？
	A：①マスク（1日1枚以上）②携帯消毒液、③体温計、④除菌ウエットティッシュ、⑤ハンカチなど手が拭けるもの、⑥ポケットティッシュ、⑦清潔なビニール袋、を持参ください。
Q	大きな荷物は宿舎に事前に送った方がいいですか？
	A：混雑した通勤電車で集合場所に集合したり、新幹線に大きな荷物を入れる事は密になる要因にもなりますので事前搬送をおすすめ致します。
Q	水筒は持参した方がいいでしょうか？
	A：平常時は一部の宿舎でお茶の補給をしていますが、コロナウイルス感染防止のため水筒へのお茶補充はご遠慮願います。
Q	車内でお弁当や軽食を食べる事は問題ないでしょうか？
	A：車内での食事は原則禁止されています。もし食事の許可が出た場合は、黙食をお願いします。

もし生徒が修学旅行中に 新型コロナウイルスに感染したら?!

学校旅行総合保険 (国内旅行) のご紹介 (学校補償条項・旅行参加者補償条項)

学校旅行総合保険には、学校の緊急対応費用や賠償リスク等に備えるための学校補償条項と、旅行参加者の万一の事故に備えるための旅行参加者補償条項がございます。コロナ禍での修学旅行開催に向けて下記をご参考いただき、予期しない万一の事故に備えて、学校旅行総合保険へのご加入をおすすめいたします。

万一、現地で生徒が発症したら・・・

下記の表は、生徒が修学旅行中に新型コロナ感染症を発症し、下記「保険金お支払いの3要件」(1)～(3)の全てを満たしたときに、学校旅行総合保険の補償項目でお支払いできる費用があるものを○、ないものを×で表しています。補償内容の詳細については、学校旅行総合保険のパンフレットおよび重要事項説明書をご覧ください。

負担した費用		学校緊急対応費用 (学校補償条項)	救援者費用 (旅行参加者補償条項)
◆ 往復交通費 ◆ 帰宅費用	本人	○ 治療を継続中の被災者を現地から移送する費用（払戻しを受けた金額を除く）	○ 追加して支払った帰宅費用
	親族	○ 1往復分	○ 被保険者1名につき2名分まで (1往復分)
	先生	○ 1往復分	×
◆ 現地交通費 ◆ 電話代 ◆ ホテル代	本人	×	×
	親族	○	○ ホテル代：救援者1名につき 14日分まで
	先生	○	×
◆ 食事代	全員	×	×

① 保険金お支払い3要件 (お支払いのためには (1) (2) (3) の全てを満たす必要があります)

【お支払3要件】

- (1) **旅行中に発症した病気※1**もしくは**旅行中のケガ**が原因であること
- (2) **責任期間中（旅行期間中）に医師の治療**を開始していること
- (3) その結果、予定していた旅行が不可能になり、**離団※2**したこと

2020年8月作成 JI2020-160

※1 発病していない濃厚接触者は対象外です。

※2 一時離団・途中合流や隔離は、離団には該当しません。

取扱代理店：(株)JTB/引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険(株)

7 コロナ対応保険



感動のそばに、いつも。

小学校・中学校・高等学校
国内学校旅行をご担当の教職員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症一時金特約付 COVID-19 JTB国内旅行保険のご案内

2021年
1月版

(国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険)

国内旅行保険の補償に加え、旅行行程中に**新型コロナウイルス感染症**を発病した場合に一時金をお支払いする保険です。

- 本保険はJTBが保険契約者となり、学校を保険加入者、旅行参加者を被保険者とする国内旅行保険包括契約です。
- 被保険者(補償の対象となる方)は旅行参加者全員となり、一部の参加者のみを対象とすることはできません。
- 本保険における「旅行行程」とは、「旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、「**所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまで**」となります。

こんなときに保険金をお支払いします。

国内旅行中のケガによる死亡・後遺障害の補償

旅行中



旅行中に発生した事故により事故発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合や死亡した場合、死亡・後遺障害保険金をお支払いします。

国内旅行に起因する新型コロナウイルス感染症による補償 (一時金3万円)

旅行中

旅行者本人の感染

旅行中に新型コロナウイルス感染症を発病した



発病したご本人に
一時金3万円をお支払い

旅行同行者の感染

旅行中に被保険者の旅行同行者が新型コロナウイルス感染症を発病した



旅行参加者全員に
一時金3万円をお支払い

旅行が終了した日から14日以内

旅行者本人の感染

旅行から帰った7日後、新型コロナウイルス感染症を発病した



発病したご本人に
一時金3万円をお支払い

※「旅行同行者」とは次のいずれかに該当する方をいいます。
 ①被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で被保険者に同行する方
 ②被保険者が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方
 ③被保険者が参加する企画旅行の添乗員



コロナ一時金特約のココがポイント!!

新型コロナウイルス発病の認定は、医師の診断により発行された診断書によって、旅行行程中の発病であることが確認できた場合に限りです。旅行出発前に医師が発病と診断した場合や発病時点が不明な場合は、補償の対象となりません。



補償項目	保険金額 (ご契約金額)
傷害死亡・後遺障害	500万円
入院日額	—
通院日額	—
新型コロナウイルス感染症一時金特約	3万円

保険期間 (保険のご契約期間)	2日 (1泊2日)まで	4日 (3泊4日)まで	7日 (6泊7日)まで	14日 (13泊14日)まで
保険料	237円	377円	587円	1,087円

7 コロナ対応保険

新型コロナウイルス感染症一時金特約（国内旅行傷害保険用）のお支払い要件

旅行者（被保険者）本人の発病

旅行行程中または旅行行程が終了した日から14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病したとき

CASE 1

3万円（被保険者本人へお支払い）

旅行終了7日後に体の不調を感じ PCR 検査を受診、新型コロナウイルス感染症（Covid 19）の発病を確認。

旅行同行者の発病

旅行行程中に、旅行同行者※1が新型コロナウイルス感染症を発病※2したとき

* 1 「旅行同行者」とは以下のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約した者で
保険の対象となる方に同行する方
- ② 保険の対象となる方が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方
- ③ 保険の対象となる方が参加する企画旅行の添乗員

* 2 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。

CASE 2

3万円（旅行参加者全員へお支払い）

100名が参加したツアーで、**旅行行程中**に添乗員が体調不良により離団し病院へ。新型コロナウイルス感染症Covid 19）の発病を確認。

『学校旅行保険』と『新型コロナウイルス感染症一時金特約』の同時加入をおすすめ致します。

例文

※各学校で加筆修正のうえ、ご利用願います。

令和●年 ●月 ●日
第●学年保護者各位

●●●●●●●●学校
学校長 ●●●●●

令和●年度修学旅行 参加同意書の提出について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和●年度修学旅行を下記の通り予定しております。つきましては、下記内容をご確認頂き、参加同意書のご提出をお願い申し上げます。

記

- 1. 目的：
- 2. 実施日： 令和●年●月●日（●）～●月●日（●） ●泊●日
- 3. 行先： ●●方面
- 4. 費用： ●●●●●円（見込み）
- 5. 参加に際しての留意事項

実施に際しまして、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各関係機関・旅行会社等へも対策を依頼し、安全に実施出来るよう計画をしておりますが、各ご家庭でも以下の点にご留意のうえ、参加同意書のご提出をお願い申し上げます。

従来の同意書の項目に加え、以下の項目を追加します。

- ・修学旅行実施前後の、本人および同居家族への健康観察にご協力をお願い致します。
- ・学校側でも指導しますが、ご家庭においても感染予防へのご協力をお願い致します。
(旅行中の手洗い、咳エチケット、マスク着用、持ち物のご準備等)
- ・出発前に発熱・感染疑いの症状がある場合は参加を取りやめて頂きます。
- ・万が一、旅行中に新型コロナウイルスに感染・濃厚接触となった場合は、保健所・医療機関の指示に従い対応をしますので、ご理解ご協力をお願い致します。

..... 切り取り

令和●年度 修学旅行 参加同意書

令和 年 月 日

●●●●●学校長殿

上記内容を確認し、令和●年度修学旅行への参加に同意します。

●●年●●組●●番 生徒（児童）氏名： ●●●●●●●●●●
保護者氏名： ●●●●●●●●●●

- 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）（令和3年7月1日付け日本旅行業協会・全国旅行業協会連盟）
https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guideline/2020_newviruscrspndncguideline2nd.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年8月17日変更）
https://www.mext.go.jp/content/20210818-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和3年5月28日変更）
https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf
- 「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）
https://www.mext.go.jp/content/20210105-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月25日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）
https://www.mext.go.jp/content/20210826-mxt_kouhou01-000007004_2.pdf
- 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（令和3年8月27日付け）
https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt_kouhou02-000004520-1.pdf
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域において陽性者が生じた場合の濃厚接触者の特定への協力について（令和3年6月17日付け）
https://www.mext.go.jp/content/20210618-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて（令和3年5月18日付け）
https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt_syoto02-000007000_1.pdf



感動のそばに、いつも。

本資料に関するお問い合わせ先

株式会社JTB

東京都品川区東品川 2-3-11 JTBビル

E-mail

isr_mktg@jtb.com

お問い合わせ

営業時間：10:00～17:00／定休日：土日祝及び年末年始
<https://www.jtbbwt.com/education/contact/>

ホームページ

<https://www.jtbbwt.com/>